

令和3年度

第1回鶴岡公園環境整備懇談会

日時：令和3年6月8日（火）

午前10時～

会場：市役所別棟2号館21・22・23号会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 報 告

- 1) 鶴岡公園桜等樹木更新計画について【資料1-1、1-2】

4. 協 議

- 1) 鶴岡公園正面広場整備について【資料2】
 - ①イベント広場の舗装表現について
 - ②歴史案内サイン表現について

5. その他

- 1) 鶴岡公園正面広場の名称について
- 2) 鶴岡公園整備基本計画、北ブロック整備計画（H24）の今後の進め方について【資料3】
- 2) 令和3年度の花見、天神祭の実施状況について【資料4】

6. 閉 会

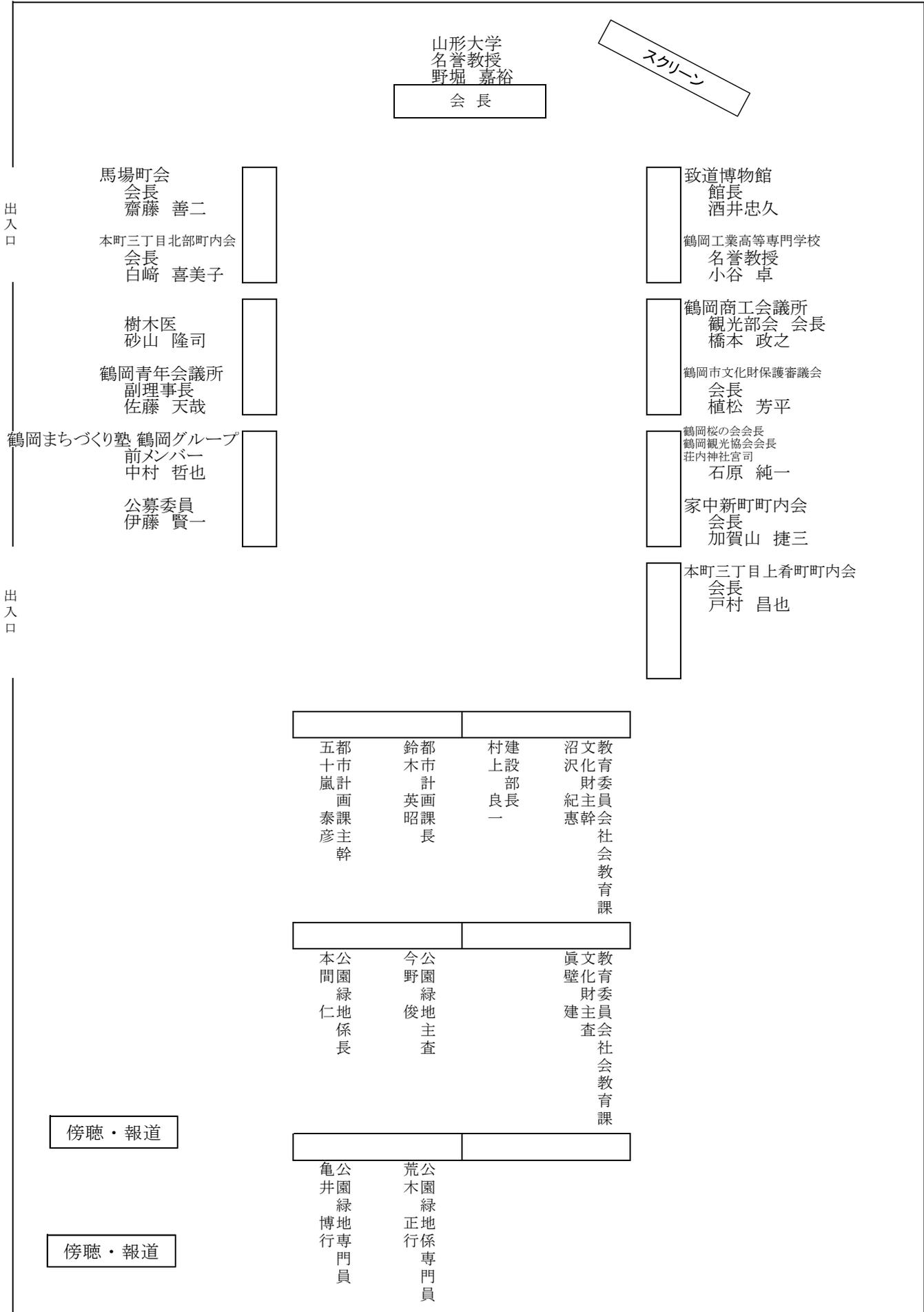
令和3年度 鶴岡公園環境整備懇談会委員名簿

No.	役職名	職 名	氏 名	備 考	出欠
1	会長	山形大学 名誉教授	の ぼり よし ひろ 野 堀 嘉 裕	森林情報学・ 森林計画学	○
2	副会長	致道博物館 館長	さ か い た だ ひ さ 酒 井 忠 久		○
3	副会長	馬場町会会長	さいとう ぜん じ 齋 藤 善 二		○
4	委員	鶴岡工業高等専門学校 名誉教授	こ た に 谷 た か し 小 谷 卓	環境分析	○
5	委員	鶴岡商工会議所 観光部会 会長	は し も と ま さ ゆ き 橋 本 政 之	荘内日報社 取締役社長	○
6	委員	鶴岡市文化財保護審議会	う え ま つ ほ う へ い 植 松 芳 平		○
7	委員	鶴岡桜の会 会長 鶴岡観光協会 会長 荘内神社 宮司	い し は ら じ ゅ ん い ち 石 原 純 一		○
8	委員	家中新町町内会長	か が や ま し ょ う ぞ う 加 賀 山 捷 三		○
9	委員	本町三丁目・ 上肴町町内会長	と む ら ま さ や 戸 村 昌 也		○
10	委員	若葉町東部町内会長	う え の や す な り 上 野 康 成		欠
11	委員	本町三丁目北部町内会長	し ら さ き き み こ 白 崎 喜 美 子		○
12	委員	樹木医	す な や ま た か し 砂 山 隆 司		○
13	委員	鶴岡青年会議所 副理事長	さ と う た か や 佐 藤 天 哉		○
14	委員	前鶴岡まちづくり塾 鶴岡グループ	な か む ら て つ や 中 村 哲 也		○
15	委員		い と う け ん い ち 伊 藤 賢 一	公募委員	○

任期:令和2年7月8日～令和4年7月7日

令和3年度 第1回鶴岡公園環境整備懇談会 席次表(敬称略)

令和3年6月8日(火) 鶴岡市役所別棟2号館21・22・23号会議室



山形大学
名誉教授
野堀 嘉裕

会長

スクリーン

馬場町会
会長
齋藤 善二

本町三丁目北部町内会
会長
白崎 喜美子

樹木医
砂山 隆司

鶴岡青年会議所
副理事長
佐藤 天哉

鶴岡まちづくり塾 鶴岡グループ
前メンバー
中村 哲也

公募委員
伊藤 賢一

致道博物館
館長
酒井忠久

鶴岡工業高等専門学校
名誉教授
小谷 卓

鶴岡商工会議所
観光部会 会長
橋本 政之

鶴岡市文化財保護審議会
会長
植松 芳平

鶴岡桜の会 会長
鶴岡観光協会 会長
荘内神社 宮司
石原 純一

家中新町町内会
会長
加賀山 捷三

本町三丁目上看町町内会
会長
戸村 昌也

五都
十市
嵐計
画課
泰彦
主幹

鈴都
木市
計
画課
英昭
主幹

村建
上設
部
良長
一

沼文教
沢化育
財委
紀主員
惠幹
会
社
会
教
育
課

本公
園
緑
地
係
長

今公
野園
緑
地
係
主
査

眞文教
壁化育
財委
建主員
査
会
社
会
教
育
課

傍聴・報道

亀井
公園
緑
地
博
覧
専
門
員

荒木
公園
緑
地
係
専
門
員

傍聴・報道

鶴岡公園環境整備懇談会会則

(名称)

第1条 本懇談会は、鶴岡公園環境整備懇談会という。

(目的)

第2条 本懇談会は、城址の杜鶴岡公園を市街地の良好な緑地空間として保全するため、市が行う環境整備並びに管理・運営について、必要な提言を行うことを目的とする。

(会務)

第3条 本懇談会は、前項の目的を達成するため次のことについて協議する。

- (1) 公園施設の整備計画に関すること。
- (2) 樹木の保全と補植に関すること。
- (3) 公園施設の管理・運営に関すること。
- (4) その他必要な事項

(懇談会の構成)

第4条 本懇談会は、各種団体役員、有識者、公募委員で構成する。

- 2 懇談会に、会長1名、副会長2名を置き、委員の互選により定める。

(役員職務)

第5条 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は、増員により選任された委員の任期は、前任者又は、現任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 懇談会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 懇談会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(事務局)

第8条 本懇談会の事務局は鶴岡市建設部都市計画課に置く。

(その他)

第9条 この会則に定めるものの他、懇談会に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この会則は、平成3年6月26日から施行する。

この会則は、平成25年5月28日から施行する。